

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年10月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900191号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900055号

第1 結論

- 1 訂正請求記録の対象者のA社における標準賞与額の記録を、平成16年7月20日は20万円、平成18年7月7日は22万円とすることが必要である。

平成16年7月20日及び平成18年7月7日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成16年7月20日及び平成18年7月7日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 訂正請求記録の対象者のA社における標準賞与額の記録を、平成18年7月7日は22万円から23万円に訂正することが必要である。

なお、平成18年7月7日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月20日
② 平成18年7月

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、A社に勤務していたが、請求期間①に係る賞与の記録が、厚生年金保険の保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)にされており、請求期間②については、賞与の記録がない。請求期間①及び②について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社から提出された「16年度支給月別一覧表」(写)及び同社の回答により、訂正請求記録の対象者は、当該期間において同社から20万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年6月19日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、A社から提出された「賞与夏期分給料台帳」(写)及び同社の回答により、訂正請求記録の対象者は、当該期間において同社から23万円の賞与の支払を受け、22万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間②の賞与支給日については、A社の回答から、平成18年7月7日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る標準賞与額については、上記「賞与夏期分給料台帳」(写)により確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に対して提出しておらず、当該期間の厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②について、上記「賞与夏期分給料台帳」(写)により、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る賞与支給額は、上記2の訂正後の標準賞与額を超えていることが確認できることから、標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額(上記2の訂正後の標準賞与額22万円を除く。)について、訂正請求記録の対象者は、賞与の支給額(23万円)に見合う厚生年金保険料(上記2の訂正後

の標準賞与額 22 万円に見合う厚生年金保険料を除く。) を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900137号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900014号

第1 結論

昭和42年4月から昭和46年3月までの請求期間、昭和51年4月から昭和52年3月までの請求期間、昭和60年4月から同年12月までの請求期間及び昭和63年10月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年4月から昭和46年3月まで
② 昭和51年4月から昭和52年3月まで
③ 昭和60年4月から同年12月まで
④ 昭和63年10月から平成2年3月まで

私は、勤務していた事業所を退職した昭和42年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を同市から送付された納付書により、同市役所又はB金融機関(現在は、C金融機関)の窓口で納付していた。2回ほどまとめて保険料を納付したこともあったと思うが、きちんと納付していたと思う。

請求期間④については、平成元年12月頃にA市からD町に転居しており、A市に居住していた当時は、同市から送付された納付書により同市役所又はB金融機関の窓口で、D町に転居した以降は、同町から送付された納付書により同町役場又はE金融機関の窓口で国民年金保険料を納付していた。

請求期間①、②、③及び④を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間について、請求者は、勤務していた事業所を退職した昭和42年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、同市(D町に転居した以降は、同町)から送付された納付書により、同市役所又はB金融機関(D町に転居した以降は、同町役場又はE金融機関)で納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)*は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、A市において昭和49年5月頃に払い

出されたと推認でき、同市における請求者の国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の備考欄においても「49. 5. 10 処理」の記載が確認できることから、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、請求者の主張する加入時期と相違する。

また、請求期間①について、上記のとおり、請求者の国民年金の加入手続が行われた昭和 49 年 5 月時点では、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができないが、第 2 回特例納付（実施期間：昭和 49 年 1 月から昭和 50 年 12 月まで）及び第 3 回特例納付（実施期間：昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月まで）の制度により納付できる期間であるところ、請求者は A 市から送付された納付書のとおり納付していたと陳述するのみで、特例納付に係る申出手続、保険料を納付した時期及び納付金額について全く記憶していない上、A 市及び C 金融機関は、請求期間当時に窓口で納付された保険料に係る納付書の控えについて、保存期間経過のため保管していないとしていることから、請求期間①に係る特例納付の状況は不明である。

なお、「特例納付」とは、国民年金保険料の未納により老齢年金の受給資格期間を満たすことができない者等が、時効により保険料を納付できない期間について、特例的に保険料を納付することにより保険料納付済期間とすることができる制度であるところ、被保険者名簿によると、請求者は、昭和 49 年 7 月に第 2 回特例納付により 12 か月分、昭和 54 年 12 月に第 3 回特例納付により 6 か月分の保険料を納付していることが確認できる。

さらに、請求期間②、③及び④について、被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者は、それぞれの請求期間前後の期間について、現年度納付、過年度納付又は特例納付により国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、請求者は、請求期間②、③及び④の保険料の具体的な納付方法、納付時期及び納付金額については記憶がないとしている上、上述のとおり、A 市及び C 金融機関は、請求期間当時に窓口で納付された保険料に係る納付書の控えについて、保存期間経過のため保管していないとしており、D 町及び E 金融機関も同様であることから、これらの状況は不明である。

加えて、被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間③直前の昭和 60 年 3 月までの請求者の国民年金保険料の納付済月数は 138 月（11 年 6 月）であるところ、A 市 F 課 G 係が昭和 63 年 5 月 12 日付けで請求者に発出した「国民年金保険料納付のご案内」に「あなたの場合、昭和 63 年 4 月現在で過去に 11 年 6 ヶ月納付済です。」と記載されていることから、昭和 63 年 4 月時点において、請求期間①、②及び③については未納期間として同市に把握されていたことが推認できる。

なお、上記「国民年金保険料納付のご案内」に記載された「昭和 63 年 4 月」の時点で、請求期間①、②及び③の国民年金保険料は既に時効により納付することができない。

- 2 被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金保険料納付に係るそれぞれの記録は一致しているところ、請求期間①、②、③及び④の合計 87 月にわたり、繰り返し同一人の保険料納付に係る事務処理及び記録管理に誤りが生じたとは考え難い。

また、請求者は、その妻の国民年金保険料について、遅れることはあったかもしれないが基本的に請求者の分と一緒に納付していたと思う旨陳述しているが、妻の手帳記号番号は、請求

者と連番で払い出されているものの、被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間に係る保険料は、請求者と同様に未納と記録されている。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに昭和42年4月から昭和49年4月までにA市において払い出された手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったが、上記手帳記号番号以外に請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。